

柏原市希望型指名競争入札に係る工事の公表

令和6年9月20日

下記のとおり、希望型指名競争入札を執行するにあたり、柏原市希望型指名競争入札実施要綱第5条の規定により公表する。

柏原市長 富宅 正浩

入札説明書

入札方式	電子入札による希望型指名競争入札(申請入札同時方式)
案件番号	30
発注種別(区分)	造園工事
工事(業務)名	上市第1公園他公園施設更新工事
工事(業務)場所	柏原市上市1丁目3-35地先 他1箇所
工期又は契約期間	自：契約締結日の翌日 至：令和7年3月17日 但し、契約締結日の翌日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に あたるときはその翌開庁日とする。
工事(業務)概要	本工事は、老朽化により対策が必要となった遊具について、安全度向上を図るため、撤去工事を実施し、新たに遊具を設置するものである。 ・遊具撤去（ジャングルジム、すべり台、スプリング遊具） 3基 ・遊具設置（すべり台、ぶら下がり） 2基 ・伐採工（幹周30cm以上60cm未満(抜根含む)） 1本
入札参加資格	・ 次に掲げる要件を入札書受付締切日において全て満たしていること。 ① 柏原市希望型指名競争入札実施要綱第4条に規定する要件に該当すること。 ② 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受け、有効な審査結果通知書を所有していること。 ③ 建設業法第26条の規定による必要な技術者及び現場代理人の配置が可能であること。 ④ 柏原市入札参加有資格業者指名停止要綱に基づく指名停止業者又は指名回避業者でないこと。 ⑤（対象ランク及び経営事項審査評価対象点数） 市内業者 の 造園工事のランク B 及び 市外業者 の 造園工事を希望業種とし 経営事項審査評価点524～659点の者 ⑥ 柏原市電子入札システムに利用者登録をしていること。 ⑦ 柏原市暴力団排除条例に基づく入札等排除措置を受けていないこと。 雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。 ※ 入札参加資格審査申請(令和5・6年度)時点での、経営事項審査結果通知書の総合評点を入札参加資格の点数とします。市外業者については、第1希望の業種を対象とします。 ※ 市内・準市内業者については、手持ち工事件数の制限を、入札書受付締切日時点で、工事種別及び事業所別発注に係らず発注工事の総受注件数が2件(工事成績評定点80点以上の手持ち件数の制限緩和措置(※以下緩和措置という。)を受けている場合は3件)を超えて入札に参加することはできません。市外業者については、事業所に係らず入札書受付締切日時点で手持ち工事が1件(緩和措置を受けている場合は2件)ある場合、入札に参加することはできません。 又、開札日当日の前入札において落札候補者または落札者となった案件も受注件数に含まれる為、手持ち工事件数の制限に達した場合は入札には参加できません。 但し、単価契約、随意契約、水道管路等維持管理及びメーター取替業務については手持ち工事件数に含まれません。なお、工事の手持ち期間とは、落札者決定日から完成検査合格の日までです。 ※ 既受注工事の検査に合格し、手持ち工事件数の制限が解除された場合は、工事検査合格日の翌日から、入札書の提出を行うことができるものとします。

設 計 図 書 等	① 設 計 図 書 の 確 認 : 必ず設計図書をダウンロードし、内訳書を作成してください。		
設計図書に関する 質 疑 及 び 回 答	① 質 疑 の 方 法 : 質疑回答書(市様式有り)に質疑を記載し、契約検査課の入札メールアドレスに送信してください。なお、質疑書をEメールにて送信いただいた際には電話にて確認をしていただきますようお願いいたします。【契約検査課 電話 072-972-1730】 ② 質 疑 締 切 期 限 : 令和6年9月27日(金) 正午まで ③ 回 答 日 時 及 び 方 法 : 令和6年10月1日(火) 13:00から システムの「質疑・回答」にて公表いたします。URLは、 (http://www.nyusatsu.ebid-osaka.jp/pan/PAN090.do?KIKAN_NO=0221&SCREEN_ID=PAN090&PARAM=030)です。		
入 札 書 等 の 送 付	① 入札書の提出 : 電子入札システムにより入札書を提出してください。 ② そ の 他 の 必 要 な 書 類 : イ(添付資料)、ロ(内訳書)の書類をダウンロードし、作成のうえ、それぞれ①の(添付資料・内訳書) イ) 電子入札参加状況申告書 ロ) 内訳書 ※内訳書の金額(税抜き)が算用数字で入力され、入札金額と同一であること。 ③ 電 子 く じ 番 号 の 記 入 : 最低応れ者が2者以上の場合は、電子くじによる抽選を行うため、必ずくじ用数値を入力欄に記入してください。 ④ 入 札 書 受 付 開 始 日 時 : 令和6年10月3日(木) 9:00から ⑤ 入 札 書 受 付 締 切 日 時 : 令和6年10月7日(月) 16:00まで ※電子入札システム使用可能時間は、9:00から17:00までです。 ただし、土日祝日は終日稼働していません。		
予 定 価 格	事後公表		※左記の金額は、消費税等額を含まない。
最 低 制 限 価 格	3,294,000 円		
入 札 保 証 金	無(免除とする)		
契 約 保 証 金	有(柏原市電子入札者心得第17条による) ※契約金額の10%以上		
前 払 金	① 前払金の対象 イ) 1千万円以上の請負金額であること。 ロ) 90日以上工期であること。 上記イ、ロの全てを満たしている場合に、前払金(請負金額の40%以内)を支払うものとします。 なお、前払金額は請負金額の40%以内とします。 ※請負業者は保証事業会社と前払いに関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に提出する必要があります。 ② 中間前払金の対象 イ) 当初の前払金を支払われていること。 ロ) 工期の2分の1を経過していること。 ハ) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。 ニ) 当該工事の進捗額(材料費含む)が請負金額の2分の1以上の額に達していること。 上記イ～ロの全てを満たしている場合に、中間前払金を支払うものとします。 なお、中間前払金額は請負金額の20%以内とします。 ※請負業者は保証事業会社と中間前払いに関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に提出する必要があります。		
部分払の回数	請負金額	工 期	回 数
	10,000千円以上 50,000千円未満	90日以上	1回
	50,000千円以上 100,000千円未満	90日以上	2回以内
	100,000千円以上	90日以上	3回以内
	中間前払金を請求している場合は、上記回数から1回を差し引いた回数とする。		
支給材料又は貸与品	無		
リサイクル対象建設工 事の届出等	「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」(平成12年法律第104号)第9条第1項及び同法施行令(平成12年政令第495号)第2条に規定された規模以上の建設工事の施工については、届出が必要となります。		

開 札 日 時 等	① 開 札 日 時 : 令和6年10月9日(水) 11時30分 ② 開 札 場 所 : 柏原市役所 電子入札室 ※開札当日は必ず連絡のとれる体制にてお願い致します。				
入 札 の 中 止	電子入札参加状況申告書等の確認時及び開札時において、参加者が2者に満たない場合 システム上の障害等により、システムが長時間にわたり使用不可と予想された場合又は使用不可となった場合				
契 約 締 結 後 の 届 出 書 類	No.	届 出 書 類 (用 紙) 名	部数	提出先	備 考
	1	着 手 届	2部	事 業 課	
	2	現 場 代 理 人 通 知 書	2部	事 業 課	雇用証明の添付
	3	主 任 技 術 者 等 の 通 知 書	2部	事 業 課	雇用・資格等の添付
	4	監 理 技 術 者 通 知 書	2部	事 業 課	建設業法第26条の規定による
	5	特 例 監 理 技 術 者 通 知 書	2部	事 業 課	建設業法第26条第3項ただし書きの規定による
	6	監 理 技 術 者 補 佐 通 知 書	2部	事 業 課	建設業法第26条第3項ただし書きの規定による
	7	暴力団排除条例に基づく誓約書 (元 請)	1部	契約検査課	契約金額が500万円以上の場合
	8	社会保険等に関する誓約書	1部	契約検査課	
	9	工 程 表	2部	事 業 課	
	10	内 訳 明 細 書	2部	事 業 課	詳細な内訳を添付すること
	11	下 請 業 者 通 知 書	2部	事 業 課	必要な場合のみ提出
	12	暴力団排除条例に基づく誓約書 (下 請)	1部	事 業 課	下請業者との契約金額が500万円以上の場合
	13	工 事 実 績 情 報 シ ス テ ム (CORINS)	1部	事 業 課	日本建設情報総合センターの入力システムに基づき登録し、発行された登録内容確認書の写しを10日以内に提出すること。
	※1～6までの書類については契約締結後7日以内、9,10の書類は14日以内に提出してください。 ※7及び8については、契約締結時に提出してください。(提出が無い場合は契約締結を致しません) ※11については、下請負契約がある場合は、下請業者通知書とともに、建設業法第24条の7に基づく書類等を提出し、施行体系図を工事関係者の見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げてください。 ※13については、請負金額500万円以上の工事を対象(必須登録)としています。				
契 約 締 結 後 の 工 事 保 険 等	① 契約締結者は当該工事の着工までに、下記の工事保険等(保険期間は着工日から引渡日まで、被保険者は請負者)に加入してください。 要加入の保険は、契約締結後、保険証の写しを事業課に2部提出してください。				
	工 事 保 険 種 別	加入要否	保険金額		備 考
	請負工事賠償責任保険	要加入	1名 5,000万円 1事故 3億円 物損 1,000万円		保険の期限は、引渡日まで
	上記以外の保険	設計図書による	設計図書による		設計図書による
	※引渡日とは、工期末に14日を加えた日とする。但し、年度末については末日とする。 (留意事項) ・工事保険に加入し、賠償責任保険特約(上記記載の請負工事賠償責任保険の保険金額と同額以上)を付したときは、請負工事賠償責任保険は不要です。				
② 労 災 保 険 成 立 証 明 書 : 所管基準局より証明印を押印のうえ、提出してください。 (契 約 検 査 課 へ 提 出)					
③ 建 設 業 退 職 金 共 済 : 証紙を購入し、掛金収納書を所定の届出用紙に貼付して提出してください。 (契 約 検 査 課 へ 提 出)					
工 事 (業 務) 完 成 後 の 届 出 書 類	No.	届 出 書 類 (用 紙) 名	部数	提出先	備 考
	1	完 了 通 知 書	2部	事 業 課	工事(業務)完成後直ちに
	2	引 渡 書	2部	事 業 課	検査合格後
	3	請 求 書	1部	事 業 課	引渡書提出と同時に
そ の 他	・ 柏原市電子入札運用基準の取り扱いに準用する。 ・ 柏原市電子入札者心得の取り扱いに準用する。				
事 業 担 当	柏原市 都市管理課				
入 札 担 当	柏原市 財務部 契約検査課 〒582-8555 柏原市安堂町1番55号 TEL:072-972-1501(代表) / 072-972-1730(直通) FAX:072-971-2530 入札メールアドレス : nyusatsu@city.kashiwara.osaka.jp 柏原市 契約検査課ホームページ http://www.city.kashiwara.osaka.jp/soshiki/keiyaku/				

※上記条件は、全て公表日現在におけるものとする。